（法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業）

第百三十八条　法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十四条、第百三十四条及び第百四十条から第百四十条の三までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二　（略）

（削る）

三～十一　（略）

（削る）

（削る）

四　第一号ハ⑸に定める派遣先の事業主が当該有期実習型訓練を修了した紹介予定派遣に係る派遣労働者について、第百十八条の二第二項第一号ハ⑷から⑹までに定めるいずれかの措置を講じた場合における第二号ホ⑴の規定の適用については、同号ホ⑴ⅰ中「七万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、十万円）」とあるのは「十万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、十五万円）」と、同号ホ⑴ⅱ中「十五万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、二十万円）」とあるのは「二十万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、三十万円）」と、同号ホ⑴ⅲ中「二十万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、三十万円）」とあるのは「三十万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、五十万円）」とする。

2　一の年度において、キャリアアップ計画に基づく一の事業所に係るキャリアアップ助成金の額が一千万円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、一千万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

（法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業）

第百三十八条　法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条及び第百四十条から第百四十条の三までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体に対して、建設労働法第九条第一項第二号及び第三号の規定に基づき建設労働者確保育成助成金（人材確保等支援助成金のうち、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成及び送出就業の作業環境に適応させるための訓練の促進を図るために必要な助成に係るものに限る。次条において同じ。）を支給すること。

二の三　事業主等（事業主若しくはその団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。）、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項に規定する法人、社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人その他身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人をいう。第百三十八条の三において同じ。）に対して、障害者職業能力開発助成金を支給すること。

三～十一　（略）

第百三十八条の二　人材確保等支援助成金は、建設労働者確保育成助成金とする。

2　第百十八条第六項の規定は、建設労働者確保育成助成金の支給について準用する。

（障害者職業能力開発助成金）

第百三十八条の三　障害者職業能力開発助成金は、第一号に該当する事業主等に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主等であること。

イ　障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める求職者に限る。以下この条において同じ。）の職業